## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 126 号
件名	沼垂メガソーラーとアスベスト等について
号	日本石油の跡地に、2021年6月は朝より工事を開始しました。ソーラーパネル4万3,945枚、2023年12月末完成予定。作業開始は7時30分から、祝日も工事をしています。 事業所跡地にまだある施設等から、アスベストが80か所以上で確認されました。アスベスト防止条例では、周辺住民に周知するよう努める、市長は市民の健康被害のおそれのあるときは公表しませんでも含としています。しかし、所管課は、それを隠して公表しませんでした。工事現場に看板が設置され、住民は初めて知りました。沿線の町内会未加入の集合住宅のでは、初かしたのか。地域の声も聞かないで、公審者は公害的止協定を締結。の声も関かないの声ものとない、危険と不安があける、液域にスクの、治線住民は込む危険と不安があける、液状化地域などのよる場所での設置を規制する条例が何もないです。混状のよまでメガソーラー建設工事の届出を受理らある場所での設置を規制する条例が何もないです。選上をの最出を受けては、大地域をできまでメガソーラー建設工事の届出を受理してほしい、おかしいです。国は、メガソーラー建設工事では、土地の基盤整備が最重要と言います。液状化地域で、所管課が土壌で対が、現状のままに、所を設定する場所の整地作業が命令を出たのを避けたいから、土壌の掘削、盛土を行るは、現状のまました。危険です。変地でメガソーラー建設工事の届出を受理した。大け、所には、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力で
付 年月日 委員会	第1項 令和3年9月10日
受 理	令和3年8月23日 第230号

所管課は知識、資格等何もないです。簡単にメガソーラー建設工事の届出を受理しました。事業者の利益優先。住民は商品ですか。 人間としての存在を認めてほしかったです。

工業専用地域だから環境保全に関する条例は適用外ですと言われました。工業地域とどこが違うのでしょうか。いいかげんにしてほしいです。

地域説明会は、コミュニティ協議会に窓口を一本化、6月に事業者を呼んで説明会を予定。しかし、新型コロナウイルス感染防止のため中止。私は、災害、防災、液状化、保険、有害物質等の対応について質問予定でした。残念なことに、5月末に事業者がメガソーラー建設工事の届出を所管課に提出、受理されました。

技術委員会や附属機関の環境審査会等が昨年も今年も開催されたのに、この件は審査されませんでした。何もかも逃げている、避けている。土木、建築、電気、防災等の知識がないから、技術委員会や環境審査会を開催してから届出を受けるべきです。さらに、現場確認もしていないです。

所管課は、2020年1月より事業者から説明を受けているが、メリットばかり聞いてデメリット等の収集ができていないです。全国37府県でトラブル発生、訴訟も20件以上、パネル事故も50件以上県内でも事故が発生。届出、報告のルールがないから、所管課は何も知らない、簡単に受理。災害発生時の責任は行政にあります。

所管課は、アスベストについては、自治会には回覧板、アパート、マンションにはポスティングすべきなのに、事業者は拒否しています。なぜか事業者は、説明をすると繰り返すばかり。文書では残したくない。事業者からは、数枚のメリットばかりのパンフレットが回覧されたが、そこにアスベストや太陽光反射時間の説明はないです。学校にも、アスベストや反射時間の説明がないです。パンフレットが回覧されない自治会もあります。

メガソーラー等については、国には、ガイドラインがいっぱいあります。規制は自治体に委ねられています。所管課は、全て対応が遅れています。

よって、下記のとおり陳情いたします。

(次頁につづく)

記

- 1 有害物質 (アスベスト) 等を除去する際は、工事開始前に文書で自治会に回覧すること。
- 2 公害防止協定は、締結したら、住民にも公表すること。
- 3 メガソーラー等の関連規則を早急に整備すること。
- 4 工業専用地域も工業地域と同じ規則で対応すること。